

平成30年（ワ）第51号 個人情報抹消請求事件

原告；三輪唯夫外3名

被告；岐阜県、国

併合についての意見書

岐阜地方裁判所 御中

(民事第2部合議係)

2018年8月20日

上記原告ら訴訟代理人

弁護士	山田秀樹	
同	笹田参三	
同	小林明人	代
同	井上卓也	
同	山本妙	
同	岡本浩明	代
同	見田村勇磨	代
同	安藤博	代
同	樽井直樹	代
同	原秀一	代
同	清水勉	代
同	武藤糾明	代

1 本書面の趣旨

被告国は、2018年6月18日付け上申書において、個人情報抹消請求訴訟（御庁平成30年（ワ）第51号。以下、抹消訴訟という）と国家賠償請求訴訟（御庁平成28年（ワ）第758号、以下、国賠訴訟という）は当事者及び争点が異なり、併合審理をすることによってかえって審理が遅滞するので、併合審理は相当ではないという意見を述べる。そこで、これに対する原告らの意見を述べるものである。

2 原告らの意見

(1) 結論

国賠訴訟と抹消訴訟を併合して審理すべきである。

(2) 訴訟経済上の観点

国賠訴訟と抹消訴訟は、原告は同一であり、また、被告県に関する請求原因事実は全く同じであって、被告国は、上記請求原因事実を前提に、岐阜県警が取得した原告らの個人情報を保有しているという関係にあるに過ぎないから、訴訟経済上、併合審理に付するのが当然というべきである。しかも、本来、本件請求原因事実に基づいて損害賠償請求と差止請求を1つの訴状で提訴することは十分あり得たのであるが、原告らの当初の判断でたまたま損害賠償請求訴訟だけが先行したということだけのことである。当初から国が共同被告として提訴されていた場合、弁論を分離するという訴訟指揮は考えられないであろう。国賠訴訟と抹消訴訟を分離して審理しなければならない合理的理由はおよそない。

(3) 争点は共通

国賠訴訟も抹消訴訟も、警備公安警察（単に、警察ということがある）による個人情報の収集・保存・利用（以下、収集等という）によって、原告らの権利が侵害されていることを理由として、その権利救済を求めるものである。すなわち、警察には、原告らについての個人情報を収集等する権限はなく、違法な行為であ

ること、それによって原告らについてプライバシー侵害等の権利侵害が生じていることは共通である。

ところで、警察による個人情報の収集等の問題は、単に一瞬見られたり、調査対象にされることではない。これらの情報は、収集された後に直ちに廃棄されるのではなく、長く警察に保管され、集積され、分析され、本人の与り知らないところで利用されている。そして、これによって個人の行動が継続的、網羅的に把握され、思想・信条を含む個人のプライバシーが侵害される事態となっていることである。

このような事態を回避するためには、単に損害賠償請求をすることだけでは足りず、収集された個人情報の抹消請求を行うことが必要不可欠である。そのために原告らは、国賠訴訟に加えて抹消訴訟を提起したものである。

国賠訴訟も抹消訴訟も、違法な公権力の行使により権利侵害を被った個人が権利救済を求める点では共通であり、ただその救済手段が損害賠償請求か抹消請求かの違いにすぎない。両訴訟は主要な争点を共通にするものである。

(4) 当事者も共通

原告は、警察組織の全般を問題にしているのではない。その中でも、警備公安警察といわれる組織、権限、作用を問題にしているところである。この点において、岐阜県警警備課と警察庁警備局とは上下の関係にあり、一体的であって、当事者を異にするというような関係ではない。

(5) 被告国の主張の誤り

ところで、被告国は、国賠訴訟の実質的な争点が、「大垣署の職員による訴外会社への情報提供行為の存否、当該情報提供行為が国家賠償法1条1項の適用上「違法」といえるか否かという点」であると主張しているが、大きな誤りである。原告らは、情報提供だけを問題にしているのではないことは、国賠訴訟の訴状や準備書面から明らかである。岐阜県警による個人情報の収集・保存・利用を全般的に問題にしているのであって、第三者への情報提供は利用の一形態に過ぎない

のである。被告国の主張は、争点の矮小化に過ぎない。

以上